



## 1. インフレーション緩和法草案の提出

連邦財務省はインフレーション緩和法の草案を提出しました。この法草案によれば、物価上昇によって増えた税負担が調整、緩和される予定です。

主に予定されている措置は以下の通りです。

### • 税務上の家族支援

児童控除額が2022年から2024年にかけて段階的に両親それぞれについて264ユーロ引き上げられ、最終的に2024年1月1日には2,994ユーロとなる予定です。

また、2023年1月1日より、児童手当は第一子から第三子まで一律で月237ユーロへ引き上げられます。第四子以降については従来の250ユーロから変更されません。この児童手当の引き上げは、所得税納税義務のない低所得世帯にも適用されます。

### • 所得税の調整

所得税基礎控除額が2023年には10,632ユーロ、2024年には10,932ユーロへ引き上げられます。この基礎控除額の引き上げにより、2023年以降、税務上の負担を受けない「生活に必要な最低限度の所得額」が増えることになります。

所得税調整に関するその他の法草案によれば、コールドプログレッション（“Kalte Progression”＝たとえ昇給しても税率変更やインフレ率変動の影響で生活水準が上がらない状態）の緩和が予定されています。これにより、物価が上昇しているにも関わらず、昇給や税負担軽減などの利益を実際に納税義務者が享受できることになります。

### • 扶養控除額の調整

上記の基礎控除額が導入された場合、税務上の扶養控除限度額が2022年まで遡及して調整されます。この措置は2022年秋に発表される最低生活水準に関する報告書およびコールドプログレッションの影響に関する報告書の結果によって変更される可能性があります。

### • インフレーション緩和手当

連邦議会はこのたびの物価上昇にあたり、雇用者から従業員へ最大3,000ユーロを非課税かつ社会保険料免除で支給可能としました。支給対象期間は2022年10月26日から2024年12月31日までです。

このインフレーション緩和手当は、コロナ危機において設けられた1,500ユーロの非課税手当と同じく、特別支給として取り扱われます。雇用者は従業員に対して追加手当やFRINGE BENEFITの形で3,000ユーロを支給可能ですが、支給義務はありません。また、この3,000ユーロの支給限度額は、全額を支給しなければならないわけではなく、支給額についても雇用者側の判断に委ねられています。3,000ユーロの一部を複数回に分けて支給することも可能です。

この手当を非課税および社会保険料免除で支給するためには、通常の給与に追加で支払われていることが前提条件となります。また、雇用者側は平等の原則に留意する必要があり、特定の従業員や部署に対してのみ手当を支給しない場合には、明確な理由を提示しなければなりません。

## 2. 売上税確定証明の変更によるその他の確定証明への影響

貸借対照表を作成している事業者の場合、売上をネット額で計上して利益を算出します。その際、税務署へ納める売上税は買掛金として計上されるため、利益には含まれません。

売上税法上の取り扱いが間違っていると後から判明した場合、当該の売上税確定証明は異議申し立てなどの方法で、事業者側に有利なように変更が可能です。ただし売上税の取り扱いが変更されたことにより、それまでに算出されていた利益に差額が生じます（例：本来非課税の売上を誤って課税売上として取り扱っており、それまで買掛金に計上されていた売上税額は本来、利益として計上されるべきものであった）。

連邦財務省はこのようなケースについて、租税通則法第174条4項に則り、売上税確定証明の変更に応じて、その他の確定証明も変更可能であるとの判断を示しました。

## 3. 芸術家社会保障の支払い義務

芸術的あるいは報道的な作品やサービスに対する報酬には、現在4.2%の芸術家社会保障が課せられており、この支払いから自営業の芸術家などのための年金、健康・介護保険などが賄われています。この芸術家社会保障は、劇場や出版社、ギャラリー、ラジオ・テレビ局や広告代理店などの企業が、相応のサービスを提供する場合に支払うものです。

ただしこの支払い義務は、上記の企業に限らず、広告、ウェブサイト、レイアウト、パンフレット、カタログや包装などを自営の請負業者（コピーライター、グラフィックデザイナー、ウェブデザイナーなど）に発注しているすべての企業に当てはまります。支払い義務の対象とならないのは、自営の請負業者に支払う報酬合計金額がネット額で年間450ユーロを超えない場合です。

多くの企業において、こういったサービスを利用する機会はそれほど多くありません（ウェブサイトをリニューアルする場合に一度だけ利用するなど）。このように、たった一度の利用で450ユーロの「非課税枠」を超える場合にも実際に支払い義務が生じるのかどうかについては、これまで明確にされていませんでした。

このたび、連邦社会裁判所がこの点について判断を明らかにしました。争点となった判決では、弁護士が自身のウェブサイト作成をウェブデザイナーに1,750ユーロで発注しました。これに対し連邦社会裁判所は、年間で発注が一回のみで450ユーロの限度額を超過した場合には、芸術家社会保障の支払い義務は生じないとの判決を下しました。

## 4. 出資比率に応じない配当について

資本金会社への個人的な出資の場合、原則として資本金に対する出資率に応じて利益の分配と配当が行われますが、定款に規約がある場合には、商法上でも税法上でも出資率に応じない利益配当を行うことができます。

連邦財務裁判所はこれに加えて、会社定款に規定されていれば、出資者への時差配当も可能であると認めました。このため資本金会社内で個々の出資者に対して独自の利益準備金の積み立ても可能となります。この利益準備金は、資本所得として取り扱われず、資本収益税並びに所得税の課税対象とはなりません。

これにより、高額出資者の配当所得が課税されることなく、少額出資者に配当することが可能となります。ここで積み立てられた利益準備金についてはいつでも出資者総会の決定により配当を行うことができ、配当所得は課税されます。

## 5. 2022年の特別支出

事業支出にも必要経費にも該当しない特定の費用については、所得合計額から特別支出として控除することができます。このような特別支出には一部無制限に控除可能なものもありますが、そのほとんどに制限が設けられています（下記「参考 2022年特別支出」を参照）。

2022年分として控除可能な特別支出は、2022年12月31日までに支払われたものに限られており、この支払日については支払方法ごと下記のように定められています。

口座送金	送金実施日
Giroカード・クレジットカード	サインをした日、もしくはPINコードを入力した日
小切手	受取人へ譲渡した日、もしくは郵便局へ投函した日

### 《参考 2022年特別支出》

#### 1) 無制限に控除可能な特別支出

##### ● 教会税、教会会費

2022年に支払われた教会税は控除可能であり、場合によっては還付されることもあります。教会税は、対象年度ごとではなく、2022年に支払われたもの全てが対象となります。ただし一律課税（Abgeltungsteuer）に含まれる教会税に関しては、考慮されません。

#### 2) 限定的に控除可能な特別支出

##### ● 扶養家族

離婚した、もしくは長期的に別居している配偶者への援助額は、被扶養者の住居がドイツ国内にある、もしくは被扶養者がドイツ国内に183日以上滞在する場合、申請に応じて最大13,805ユーロまで控除可能です。この限度額は、被扶養者の健康保険や介護保険の支払がある場合には増額される可能性もあります。

ただし扶養控除の際には、受け取った援助額が被扶養者側で課税されるため、被扶養者が申請に同意することが条件となります。この同意は各評価期間及び将来に渡って有効であり、同意を撤回する場合には年初に申請しなければなりません。

##### ● 養育費用

仕事を継続するために必要となる子供の養育費用（幼稚園、保育園、学童、シッターやオペア代）は特別支出としてみなされ、子供一人につき年間4,000ユーロを上限として、養育費用の3分の2が控除可能です。控除の際には費用に関わるサービスもしくは労働契約書、料金通知などの請求書を提出する必要があり、また支払いはサービス提供者の銀行口座へ送金されていなければなりません。

養育費用の特別控除は、14歳までの子供、または25歳までに負った身体的・精神的障害のために自立が難しい子供に適用されます。

##### ● 職業訓練費用

初めての職業訓練もしくは最初の学位のための費用（交通費、文具費、授業料など）は、各配偶者が合算申告を行う場合、年間最大6,000ユーロまで控除が可能です。ただし現行の法律上、初めての職業訓練にかかる必要経費の無制限控除は、職業訓練の雇用関係の枠内での措置に対してのみ可能です。

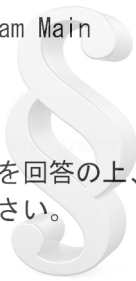
- 学校費用**  
 一世帯の子供一人あたりにつき、EUとEWR諸国の公認（私立）学校については授業料の30%、外国にあるドイツの学校については最大5,000ユーロまでが特別支出として控除されます。ただし宿泊、保育、食事の費用は対象となりません。
- 節税目的の寄付**  
 EU及びEWR諸国の非営利、慈善団体、または教会の施設への寄付は、総収入額の最大20%、もしくは売上高および賃金と給与の総額の0.4%が特別支出として控除可能です。またスポーツ、地元の研究活動、動物の飼育、その他レジャー活動を促進しない場合において、施設に対する会費もまた控除の対象となります。これらの制限を超えた額の寄付については、次の年に最大額の枠内で課税されます。  
 また資産管理団体によって取得した資産（資産ストック）に対する寄付は10年間で最大100万ユーロ（合算申告の場合は200万ユーロ）まで控除可能です。  
 寄付先からの受領確認書は税額が確定してから最低でも一年間は保管しなければならず、税務署から要請があった場合にはそれを提出する必要があります。300ユーロまでの少額寄付や、災害のための寄付の場合は、支払や口座送金の証書が証明として通常認められています。

### 若月法律事務所・Wedding & Partner税理士法人 合同セミナー開催のお知らせ

このたび、若月法律事務所と弊社Wedding & Partner税理士法人による、労働法および一般税務に関する合同セミナーを開催することになりました。セミナーのあとは、ネットワーキングを兼ねてbuffet形式の軽食をご用意しております。また、セミナーはオンラインでの聴講も可能です。この機会にぜひご参加ください。

日程：2022年12月15日（木）14時～  
 場所：Wedding & Partner税理士法人  
 Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main

参加費：無料  
 参加方法：会場またはオンライン  
 参加登録：メール内の参加申請書に必要事項を回答の上、弊社ジャパンデスクにご返送ください。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。  
 この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
 又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH  
 Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main  
 Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130  
 E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de